

## 自転車安全利用五則





車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先



## 3 夜間はライトを点灯



【自転車が歩道を走ることができる場合】

- ●歩道に※「自転車歩道通行可」の標識がある場合
- ●子ども(13歳未満)や70歳以上の方などが 運転している場合
- ●車道または交通の状況からみて、やむを得ない場合
- ※「自転車歩道通行可」



自転車に乗って歩道を通行できる ことを示す標識



交差点では信号と 一時停止を守って、安全確認





🍒 4 飲酒運転は禁止



え 5 ヘルメットを着用

ヘルメット着用は全年齢対象です!!



自転車に乗る人は

## 自転車損害賠償保険に加入

「静岡県白転車条例」令和元年10月1日施行